令和5年山形県教育委員会10月定例会 会議録

令和5年10月19日 14:00~14:45

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和5年山形県教育委員会 10 月定例会を 開会いたします。

<教 育 長>

議事等に先立ち、申し上げます。

先ほど、2名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教育長>

会議録署名委員に、小関委員と和田委員を指名いたします。

③会期の決定

<教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④議席の決定

<教育長>

次に、山形県教育委員会会議規則第3条に基づき、新たな議席の決定 を行います。決定方法については、事務局から説明願います。

<副 主 幹>

事務局から御説明申し上げます。議席は、会議規則の規定により、「くじ」で定めることとなっております。くじはこちらの「1」から「6」と書かれたもので行います。

現在、小関委員が着席の議席を第1番とし、以降、順次時計回りに第6番までを議席として「くじ引き」を行いますが、委員会の議事運営上、第4番の議席が教育長の議席となります。

この第4番の議席を除く5議席について、ただいま、お座りの席番の若い席の委員、小関委員から順に引いていただくことになります。以上です。

<教育長>

それでは、順次、事務局から差し出す「くじ」棒1本を引いてください。

<教 育 長>

事務局から、「くじ」の結果を報告してください。

<副 主 幹>

御報告いたします。第1番山川委員、第2番和田委員、第3番小関委員、第5番丹治委員、第6番工藤委員でございます。以上です。

<教育長>

ただいまの報告のとおりに議席を決定いたします。 各委員は、資料をお持ちいただき議席の移動をお願いします。

<u>⑤報 告</u>

<教育長>

議事に先立ち、報告があります。

初めに、(1)「教育長職務代理者の指名について」は、私から報告 いたします。

<教育長>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、10月8日付けで、山川委員を第1職務代理者に、小関委員を第2職務代理者に指名させていただきました。

両委員には、今後、各種会議への出席などいろいろとお力をお借りすることになります。どうぞよろしくお願いいたします。

<教育長>

次に、(2)「令和6年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

報告2-1「令和6年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項」を御覧ください。

平成24年度から令和5年度までの入学者選抜におきましては、震災の影響により本県県立高校を受検する受検者がいる場合、3(1)に示すとおり、1クラス45名以内、つまり、1クラスについて最大5名まで合格者を増やすことができるものとして対応してまいりました。

山形県の震災被災者に対する支援の姿勢についてはこれまでどおりであること、令和4年5月1日現在の調査では、震災の影響により本県内の中学校に在籍している被災地域の生徒が185名いることから、令和6年度の入学者選抜についても、これまでと同様の対応を図っていくことといたしました。

この方法により、令和3年度入学者選抜では8校、令和4年度入学者 選抜では9校、令和5年度入学者選抜では7校において、入学定員を超 えて合格者を出しております。

以上、御報告申し上げます。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、これより議事に入ります。

⑥議 事

<教 育 長>

議第1号「山形県青年の家の指定管理者の指定について」、生涯教育・ 学習振興課長より説明願います。

< 生涯教育・学習振興課長 >

議1-1を御覧願います。

当議案は、山形県青年の家の指定管理者の指定について、先の県議会

9月定例会において議決されたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、山形県青年の家管理企業体を指定管理者として指定することについて、お諮りするものです。

本日御可決をいただきますと、山形県青年の家管理企業体に対して、 指定管理者の指定について通知いたしますとともに、2月までに包括協 定を締結し、令和6年4月から指定管理業務を開始することとなりま す。

説明は以上です。

<教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教育長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次に、議第2号「博物館法に基づく博物館の登録について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

< 生涯教育・学習振興課長 >

議2-1を御覧願います。

博物館法に基づく博物館の登録について、この博物館法が令和4年4月に実に70年ぶりの改正がなされ、令和5年4月1日から新たな博物館登録制度が施行されております。

本県には現在、登録博物館が 14 施設ございますが、引き続き博物館として県教育委員会の登録原簿に登録されるためには、改正法の施行後5年間、つまり令和 10 年 3 月 31 日までの経過措置期間中の間に新たにこの改正博物館法の規定に基づく登録申請を行い、教育委員会の議決を得ることが必要とされています。

当議案は、博物館法第 12 条の規定による博物館の登録申請がありました斎藤茂吉記念館について、法第 11 条の規定により、博物館登録を行うことについてお諮りするものです。

議2-2を御覧願います。

斎藤茂吉記念館は、昭和43年9月に開館し、上山市北町に所在して おります。設置者は公益財団法人斎藤茂吉記念館で、上山出身の歌人、 斎藤茂吉の文学的功績を称えるとともに、関連する作品・資料等の収集 保存及び展示を行っている施設です。

この度の設置者からの登録申請を受けまして、博物館法及び山形県博物館登録審査基準に基づき、山形県博物館登録等審査会におきまして、申請書類及び実地調査により資料の収集・保管・展示並びに調査研究、学芸員等職員の配置状況、利用者の安全面や利便性等といった施設及び設備の状況等について審査した結果、当館は博物館法第 13 条第 1 項各号に規定する博物館の登録要件のいずれにも該当すると認められるた

め、博物館の登録を行うことが適当とされたところです。 説明は以上です。

<教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長>

70 年ぶりの法改正は、どのような理由背景で、どのような改正がなされたのでしょうか。

< 生涯教育·学習振興課長 >

旧博物館法においては、いわゆる博物館の役割は資料の収集保存、展示、調査研究に重きを置かれておりましたが、令和元年の地方分権一括法の議論の中で、博物館・社会教育施設は、文化振興や地域振興にも寄与するべき施設として機能していく必要があるということになりました。

改正前では博物館登録ができる設置主体が限られていたものが、いわゆる株式会社等の一般の会社にも門戸を広げる改正がなされたのが大きな点です。

また登録審査を行う際には、教育委員会で博物館法の規定を参酌した 基準により審査することとなり、年に1回はその登録状況、設置状況に ついて報告を義務付けるという改正が行われたところです。

<教育長>

斎藤茂吉記念館は引き続きの登録になるわけですが、登録すると何か 良い点はあるのですか。

< 生涯教育·学習振興課長 >

登録博物館になるメリットといたしましては大きく事業所税減免の 優遇措置がございます。事業所税は一定の規模以上のところに適用され るので、直接的にはこの財団にメリットはないところですが、市町村の 場合、特別交付税の申請ができるような優遇措置があります。

<教 育 長>

ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<教育長>

次に、議第3号「令和6年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援 学校の高等部の入学者募集について」、高校教育課長及び特別支援教育 課長より説明願います。

<高校教育課長>

議3-1をお開きください。

昨年度からの変更点について御説明いたします。

入学者募集につきましては、全日制の課程において、左沢高校で総合 学科が定員80名から40名となります。

新庄北高校で普通科が定員200名から160名となります。これは普通

科の一般コースが160名から120名となるものです。

新庄南高校で総合ビジネス科が募集停止となり、新庄神室産業高校で ビジネス創造科40名が新たに募集開始となります。

置賜農業高校で現在の三つの学科が募集停止となり、新たに二つの学科、食料生産経営科40名、農業資源活用科40名が募集開始となります。このことにより、40名の定員減となります。

鶴岡南高校普通科、理数科及び鶴岡北高校普通科が募集停止となり、 致道館高校普通科 200 名、理数科 80 名が新たに募集開始となります。 このことにより、40 名の定員減となります。

酒田西高校で、普通科が定員 160 名から 120 名となります。定時制の 課程につきましては昨年度からの変更はありません。

以上により、県立高等学校の入学定員を前年度より 200 名減の全日制 6,280 名、定時制 280 名、合計しますと 6,560 名とします。

資料には記載がありませんが、山形市立商業高校を加えた令和6年度の本県公立高等学校の入学定員は、前年度より200名減の全日制の課程6,560名、定時制の課程280名、合計で6,840名とします。

なお、東桜学館高校については、定員の200名に、併設型中学校からの入学者数を含むものとしております。

<特別支援教育課長>

山形県立特別支援学校の高等部について御説明申し上げます。議3-4の県立特別支援学校の高等部におきましては、昨年度から変更はございません。資料のとおりとなっております。

以上、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

入学定員の合計は 6,280 名ですが、実際に高校進学を希望する人数に対してはどのくらいの割合なのでしょうか。

今年の中学3年生が何人いるかは分かりますか。

<高校教育課長>

いま手元に資料がございません。

<小 関 委 員>

なぜそれを聞いたかというと、新庄北高校の教頭先生が私の高校の後輩であり、以前、今の1年生は何名いるかと聞いたところ、107名とのことでしたので、160名が適切なのかと思ったところです。

全体で見て、いきなり減らしすぎるのもよくないとは思うのですが、 実情に合わせる方がよいとも思います。

<教育長>

定員に対する受検の志願倍率は全体では 85 パーセントくらいですので、個別に差はありますが、実際の学級数よりも生徒数が少ないという実態は様々なところであると思います。

今後更に人口減少が見込まれますので、教育の在り方も念頭に置きつつ学校全体をどう考えていくかについては、現在 10 年間の計画で進め

てきた結果として今回のような取組をしておりますので、令和7年度以降、10年間を見通しどのようにしていくかについては、今後検討していく必要があると考えております。

<小 関 委 員>

新庄北高校の近くにある新庄東高校は私立ですが、親からしてみれば、3月まで待たずに入学が決まり、その後の準備が楽なのでよいという流れがあるという話も聞きました。

それに対して公立高の受検の時期を早くすることもあると思いますが、京都や大阪の方では公立高の併願が可能になっていて、3校くらい希望を出して、成績で割り振り、どこかには必ず入れるようにする制度を試みているそうです。大阪や京都の方でも先に私立が決まっているとそちらに行ってしまう流れにあるようで、その理由の一つには、もし公立で1校だけ受けて落ちた場合どうするという問題があり、3校併願という制度を試しているようです。1年やってみた結果としては、誰一人合格しなかった者は出なかったそうです。それが自分の第1希望、第2希望、第3希望どこに入るかというのはあるのですが、どれかには入ることができる。そうすると私立への流失を防げるのではないかと試みられているようで、それが果たして良いのかどうかは分からないとのことでしたが、一つのアイデアではあると思います。

<工 藤 委 員>

娘が今年中学3年ですが、学校の中でのテストや実力テストを受けても、他校と比べることがしにくいため高校受検でどのくらいのレベルにあるかは分かりにくく、塾や模試など外部で受けてみないとなかなか見えてきません。

そうすると、学校の選択のときにオープンスクールや学校説明会等で様々な話をお聞きして志望校を選ぶことになるのですが、それにしては公立は一つの学校で一つの日程であり、重なったりするため選びにくいです。私立はどこも4、5回開催しているので、せめて2回くらいしていただければ複数校聞きに行けるのにと感じました。

また、ほかの保護者の方たちとお話しすると、先ほど小関委員が言われたように、受検を早く終えたいという感覚があり、私立の方が決まるとそちらで終わりにしたいという気持ちが働いているというのをすごく感じます。

せめて大学受験と同じように前期後期の2日程にしていただいて、前期で第1希望を受けてもし届かなかったときのために、後期日程でも受けられるという仕組みになっていれば、もっと公立の高校同士で選択ができ、県立高校への進学率が上がるのかなと感じるところです。

<教育長>

やはり私学に生徒が数多く進学しています。

私学はバスを出して広範囲に生徒を集められたり、授業料についても 平等を基本とする県立ではできない差をつけるなど工夫をしておられ ます。

様々な支援も重なってきている中で、昔ほど県立と私立の負担の差が

大きくなくなってきているという条件的な違いや、それに加え受検を早く終わらせたいという親御さんや生徒のモチベーションの影響もあると思います。

<工 藤 委 員>

こんなにも早く終わらせたいという希望が上がってくるのだな、私たちのときの感覚とは全然違うとすごく感じています。

<教 育 長>

私どもとすればしっかりと勉強した上で受検してほしいという考え 方になるわけですが、その手前で決まってしまうことの良し悪し、様々 な方のニーズの違いも斟酌しなければいけないとは思います。

ただ一方で、これまでの県立高校の生徒に対するアプローチの仕方があまりにも簡単すぎたのではないかという御指摘もあります。これまでに開催している学校説明会について、今年度は複数回、時期についてもできるだけ早く開催することを各県立高校に話をしていますが、それがどれだけなされているかについて今後とも確認してまいります。

受検の方法については、これまでの歴史もある中でかなり画一的なやり方をしてきましたが、先ほどのお話のようなニーズもあること等も踏まえ、様々なやり方を考えていく必要があるという問題意識を持って検討しているところです。

<高校教育課長>

先ほど小関委員から質問のありました中学3年生の数ですが、国立県立も合わせて8,704名でございます。

<教育長>

全体に占める割合とすると入学定員はその7割くらいですね。私学への入学もありますから、それを踏まえながらある程度枠を取っています。

<高校教育課長>

県立高校の説明会については、今年度からウェブサイトを作成しておりますので、そちらで最新の情報も手に入ります。

<教 育 長>

県立高校の魅力を発信するためのパンフレット「輝く未来は県立高校から」も作りましたので、お配りします。

県議会で様々な角度から御質問を受けるのですが、県立高校の良さというのが基本としてあるのではないかという思いもございます。学校で個別にパンフレットを作っていますが、県立学校はこういう学校ですというところをこのパンフレットに収めて、先般、お知らせするとともに、生徒にお渡ししております。県立高校の底堅さのようなものを、是非親御さんにも御理解いただきたいということで、この取組をさせていただきました。

今後も様々な意味で取組をしていく必要があると思います。仕組みについても受検する側のニーズに対応していくことを一つの考え方として持っていますので、県立高校は持ち味もある中で一定の制約もありますが、そこでどのような工夫ができるかを一生懸命考えていきたいと思

います。

<高校教育課長>

県立高校にしかない魅力として、例えばパンフレットにも記載しているとおりスクールカウンセラーを全校に配置していたり、福祉関係の相談などができるようにスクールソーシャルワーカーを入れていることがあります。

また、県教育センターでは、教員は初任から定期的に研修を受けているところも県立高校の教員、高校の強みだと考えております。

<教 育 長>

産業系高校での資機材の配備のレベルも違うものだと思っています。 教育環境は県立ならではのクオリティがあると思っていますから、様々な要素を整理して、パンフレットにしたところです。

<高校教育課長>

プレスリリースなどもしておりますので、マスコミにも是非取り上げてほしいと考えております。

<和 田 委 員>

私も中学生と高校生の子どもがいるのですが、子どもたちからはオープンスクールだと先生方の堅い話が多い、学祭に行った方が生き生きした生徒の姿を見ることができるので学祭に行きたいと聞きます。しかし、中学校1、2年生だと大会や模試、自分たちの学校行事と重なってしまうようです。

このため、県立高校で、スタンプラリーではないですが、みんなで行きましょうと呼びかける形で、日程的なすり合わせをした上で日にちが周知してあると、参加しやすいと思います。

<小 関 委 員>

地元でロボットの大会をやる際、小学生、中学生、高校生の日程を合わせようとしたときに、それぞれ年間の計画はばらばらに立てているので、全然合いませんでした。日程のすり合わせは、通常はしていないですよね。

<工 藤 委 員>

地域の方に来てもらいやすい日程でやろう思うと、土日祝日となると思うのですが、土日祝日に当てようと思うと、スケジュールの取り合いになると思います。

普段の学校生活を見たいわけですから、平日の午後などを開放して実施いただくのが一番よいと思うのです。確かに準備は大変だと思うのですが、例えば高校でクラスマッチをしているところを見学で見せてもらうような形で、開放するというよりは学校体験のような形で設けていただくとやりやすいのかなと思います。それを学校ごとではなく、例えば3日間くらいのプログラムの中で複数校を選び、どこかには見に行けるような形にしていただくとよいのかなとも思っています。

最上では新庄東高校の学園祭が金土日になっていて、土日は学校ですが、金曜日は午後から文化会館のような学校から離れたところで催し物をしています。学校に行くとなるとかなり敷居が高いのですが、文化会

館のようなところで研究や部活動の発表をして誰でも見に行けるという手法を使っています。学校から一旦出てくるという手法と、逆に実際の学校に来てもらうという組み合わせもよいのかなと思います。

生徒は一度よいものを見るとそちらにどんどん流れていき、親たちや 先生方にこの学校が向いているのではと言われても、もうそこから離れ なくなってしまいます。そういう状況を見ていると、そんなに大変な思 いをせずに少し開放する何かの工夫というのは必要かなと思います。

<教育長>

地域によってはクラスが少なくなっている高校もありますが、地元市町村も地域振興の一つのファンクションとして高校の存続を期待しています。一方で地元の中学校からその高校に入学しているかというと、それもなかなか難しく、うまくマッチングしないといけません。

このため、まず地元の中学校に地元の高校の良さを知っていただくことが必要なのではないかということで、予算をつけて取組をしているのですが、いずれにしてもとにかく知ってもらわなければいけないですし、知ってもらうときには良い部分を知ってもらう必要があり、タイミングややり方は様々あると思います。

是非様々な工夫をしながら、県立高校の良さ、地元の高校の良さを伝える工夫をしていきたいと思いますので、引き続き御意見いただければと思います。

<高校教育課長>

貴重な御意見ありがとうございました。今年度初めての試みで、中学校の中体連の後の代休の平日に説明会をした学校もあるのですが、100人を超える生徒が集まりました。

また、生徒が学校説明会実行委員会を設立して、主体となって説明会を実施するという新たな試みも行っております。

今後とも、検討してまいりたいと思います。

<教 育 長>

ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

⑦閉 会

<教育長>

以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。